

豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条 豊中市（以下「市」という。）は、児童養護施設等におけるＩＣＴ化を推進し、児童養護施設等の職員の業務負担の軽減を図ることを目的として豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内により交付するものとし、その交付については、「令和８年度（令和７年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について」（令和８年６月２３日付こ支虐第２６０号）、「児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業の実施について」（令和８年１月１４日付こ支虐第１０号。以下「実施要綱」という。）及び豊中市補助金等交付規則（昭和５７年規則第１５号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業等）

第２条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）の内容、施設、基準額、対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

２ 補助金の交付額は、次に掲げる額のうち少ない額に別表に定める補助率を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

- （１）総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額
- （２）別表に定める対象経費の実支出額
- （３）別表に定める基準額

（補助金の交付条件）

第３条 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）に対し、本補助金の交付に際して、次の条件を付すものとする。

- （１）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- （２）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- （３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、豊中市児童養護施設等におけるICT化推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条による交付申請があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付けた条件を豊中市児童養護施設等におけるICT化推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。また、補助金の不交付を決定したときは、その旨を書面により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊中市児童養護施設等におけるICT化推進事業費補助金事業実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、実績報告の審査により、その内容が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市児童養護施設等におけるICT化推進事業費補助金額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに、豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金変更等承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を審査し、承認の可否を補助事業者へ豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金変更等承認通知書（様式第7号）により通知する。

（指示及び検査）

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、随時、補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

（消費税仕入控除税額の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除額が確定した場合は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年7月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

1 事業名	2 事業内容	3 対象施設	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
児童養護施設等におけるICT化推進事業	対象施設等における業務負担の軽減を図るため、ICT化の推進に資する機器等の整備を図る。(※)	市が所管する乳児院、児童養護施設、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童自立生活援助事業所（Ⅰ型及びⅡ型）、児童家庭支援センター、里親支援センター	1 か所当たり 1,000,000 円	事業に必要な備品購入費等	3/4

(※) 事業の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。

- (1) ICT機器の導入等により業務を効率化することで、人件費等の削減効果が得られた場合には、その財源について、職員の処遇の改善やこどもや家庭への対応の強化・取組に充てるよう努めること。
- (2) ICT機器の導入等にあたっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
- (3) システム導入・改修費については補助対象外とする。
- (4) カメラを設置するにあたっては、以下の点に留意すること。
 - ・カメラ設置の可否については、保護者やこども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
 - ・カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。
 - ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は個人情報保護法（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。また、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
- (5) 他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金交付申請書

豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金の交付を受けたいので、豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額

円
- 2 申請額内訳 別紙 1－1「申請額調書」のとおり
- 3 事業計画 別紙 1－2「事業計画書」及び別紙 1－3「経費内訳書」のとおり
- 4 添付書類 当該事業に関する収支予算書（別紙 1－4）
その他市長が必要と認める書類

豊中市児童養護施設等における ICT 化推進事業費補助金 申請額調書

施設等種別	施設等名称

(単位：円)

事業名	総事業費 A	寄付金その他の 収入見込み額 B	差 引 額 (A－B) C	対象経費の実支出 見込み額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを比較し ていずれか少ない額) F	補助所要額 (F×3/4) G
児童養護施設等における ICT 化推進事業							

- (記入上の注意)
- 1 A 欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
 - 2 E 欄には別表第 4 欄に定める基準額を記入すること。
 - 3 G 欄には F 欄に 3／4 を乗じた額を記入すること。（ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。）

豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業 事業計画書

施設等種別		
施設等名称		
機器等の導入に要する経費 (※ 1)	円 ※内訳等については、別添経費内訳書のとおり	
I C T 機器導入の 具体的な取組内容 (※ 2)		テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行う際のテレビ会議の活用、安全確認等を行う外出先での通信機能を備えたタブレット端末等の I C T 機器の導入等による環境整備
		電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めた S N S 等を活用した相談窓口の開設
		タブレット端末によるこどもの情報共有化やペーパーレス化
		入所児童等との円滑なコミュニケーションや所在確認等のためのスマートフォンの活用
		入所児童等の安全確保や業務補助のためのカメラ等の活用
		その他 ()
I C T 機器導入により 目指す具体的な効果 (※ 2)		残業時間の縮減
		職員同士の話し合いの時間の増加
		こどもや家庭への対応時間の増加
		その他 ()

※ 1 見積書等金額が確認できる書類の写し及び導入する機器等に搭載されている機能の概要を確認できる書類を添付すること。

※ 2 該当するものに「○」を記入すること。「その他」の場合は () 内に具体的な内容を記載すること。

豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業 経費内訳書

施設等種別	施設等名称

機器の名称	単価	数量	計	備考
合計				

施設等種別	施設等名称

豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業 収支予算書

（1）収入の部（単位：円）

区分	計画額	備考
市補助金 G		
自主財源		
寄附金その他 B		
合 計		

（2）支出の部（単位：円）

支出科目	予算額	積算内訳	備考
合 計 A			

豐中市長

年 月 日付で申請のあった豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金について、豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり交付します。

1 交付金額 円

- (1) 補助金を交付申請の内容以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。
- (3) その他豊中市児童養護施設等におけるICT化推進事業費補助金交付要綱及び豊中市補助金等交付規則を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの条件のいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定受領後 30 日以内に、市長へ書面を提出することにより、申請を取り下げることができます。

施設等種別	施設等名称

豊中市長 様

年 月 日

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金に係る事業の実績について、豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 実績額 円
- 2 精算額内訳 別紙 2－1 「実績額調書」 のとおり
- 3 実施報告 別紙 2－2 「実施報告書」 及び別紙 2－3 「経費内訳書」 のとおり
- 4 添付書類 当該事業に関する収支決算書（別紙 2－4）
その他市長が必要と認める書類

豊中市児童養護施設等における ICT 化推進事業費補助金 実績額調書

施設等種別	施設等名称

(単位：円)

事業名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 (A－B) C	対象経費の実支出額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを比較し ていずれか少ない額) F	補助所要額 (F×3/4) G	交付決定額 H	補助確定額 (GとHのいずれか少 ない額) I
児童養護施設等におけ る ICT 化推進事業									

(記入上の注意)

1 A 欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。

2 E 欄には別表第 4 欄に定める基準額を記入すること。

3 G 欄には F 欄に 3／4 を乗じた額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。)

豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業 実施報告書

施設等種別		
施設等名称		
機器等の導入に要した経費 (※ 1)	円 ※内訳等については、別添経費内訳書のとおり	
I C T 機器導入の 具体的な取組内容 (※ 2)		テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行う際のテレビ会議の活用、安全確認等を行う外出先での通信機能を備えたタブレット端末等の I C T 機器の導入等による環境整備
		電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めた S N S 等を活用した相談窓口の開設
		タブレット端末によるこどもの情報共有化やペーパーレス化
		入所児童等との円滑なコミュニケーションや所在確認等のためのスマートフォンの活用
		入所児童等の安全確保や業務補助のためのカメラ等の活用
		その他 ()
I C T 機器導入により得られた具体的な効果 (※ 2)		残業時間の縮減
		職員同士の話し合いの時間の増加
		こどもや家庭への対応時間の増加
		その他 ()

※ 1 金額や導入した当該機器等の仕様、事業完了が確認できる書類(納品書、領収書等)を添付すること。
(支払いの完了が交付決定を受けた年度の 3 月 3 1 日を過ぎる場合、支払いが完了した後に速やかに領収書を提出すること)

※ 2 該当するものに「○」を記入すること。「その他」の場合は () 内に具体的な内容を記載すること。

豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業 経費内訳書

施設等種別	施設等名称

機器の名称	単価	数量	計	備考
合計				

施設等種別	施設等名称

豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業 収支決算書

（1）収入の部（単位：円）

区分	実績額	備考
市補助金 I		
自主財源		
寄附金その他 B		
合 計		

（2）支出の部（単位：円）

支出科目	実績額	積算内訳	備考
合 計 A			

第 号
年 月 日

事業者名
代表者名
(施設種別・施設名称)

豐中市長

豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金額確定通知書

年 月 日付の実績報告書に基づき、豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金の交付額が確定したので、豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金確定額 円

様式第 5 号（第 8 条関係）

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金交付請求書

金 円

ただし、豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金として、上記の金額を請求します。

1 振込口座

金融機関名		支店名	
口座番号		預金種別	
(フリガナ)			
口座名義			

様式第6号（第9条関係）

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金変更等承認申請書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった豊中市児童養護施設等における ICT 化推進事業費補助金について変更（中止又は廃止）したいので、豊中市児童養護施設等における ICT 化推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 変更申請額 円
- 2 変更申請額内訳 別紙 3 「変更申請額調書」のとおり
- 3 事業計画 別紙 1 - 2 「事業計画書」及び別紙 1 - 3 「経費内訳書」のとおり
- 4 変更内容及び変更理由
- 5 添付書類 当該事業に関する収支予算書（別紙 1 - 4）
その他市長が必要と認める書類

豊中市児童養護施設等におけるICT化推進事業費補助金 変更申請額調書

施設等種別	施設等名称

（単位：円）

事業名	変更後の総事業費 A	変更後の寄付金その他の収入見込み額 B	差 引 額 (A－B) C	変更後の対象経費の実支出見込み額 D	基準額 E	選定額 (C、D、Eを比較していずれか少ない額) F	変更後の補助所要額 (F×3/4) G	既交付決定額 H	差引増減額(*) (G－H) I
児童養護施設等におけるICT化推進事業									

（記入上の注意）
1 A欄には、同一事業で複数の契約がある場合は、その合計額を記入すること。
2 E欄には別表第4欄に定める基準額を記入すること。
3 G欄にはF欄に3／4を乗じた額を記入すること。（ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額を記入すること。
(*)マイナス表記は「△」とすること。

豐中市長

年 月 日付で変更等承認申請のあった豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金について、豊中市児童養護施設等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり変更（中止又は廃止）し、交付します。

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定受領後 30 日以内に、市長へ書面を提出することにより、申請を取り下げることができます。

施設等種別	施設等名称

年 月 日

豊中市長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、豊中市児童養護施設等における I C T 化推進事業費補助金交付要綱第 1 1 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額又は事業実績報告による精算額

円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

円

- 3 添付書類

2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）